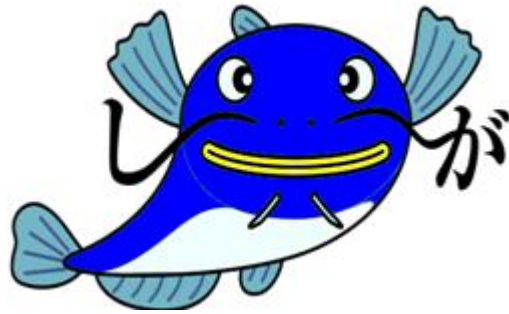


公益社団法人 滋賀県臨床検査技師会

(役員選挙規約)



平成 24 年 4 月 1 日施行
平成 29 年 6 月 9 日一部改定

役員選挙規約

平成 24 年 4 月 1 日施行

平成 29 年 6 月 9 日一部改定

第 1 章 総 則

第1条 公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の役員選挙に関しては、定款および組織運営規程によるほか、本規約の定めるところによる。

第2条 正会員は、選挙権および被選挙権を有する。

第3条 役員選挙は、総会において実施する。

第4条 役員任期は、定款第 25 条の定めるところによるが、その改選などによる交代は、総会時とする。任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

第 2 章 組織と運営

第5条 選挙の運営および選挙に関する事務処理などを円滑に実施するために、選挙管理委員会および役員推薦委員会を置く。

第6条 選挙管理委員会の委員は、理事会において役員以外より選出し、その定員は 3 名とする。

2 役員推薦委員会の委員は、選挙管理委員会において理事・監事及び選挙管理委員会以外より各地区 2 名選出し、その定員は 6 名とする。

第7条 委員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結の時までとし再任を妨げない。委員の欠員が生じた場合は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。

第8条 委員長は委員の互選により、選出する。

第9条 委員長は委員会を代表し、選挙の管理ならびに役員推薦に関する事項を総括する。

第 3 章 会 議

第10条 委員会は委員により構成される。

2 委員会の議長は委員長とする。

3 委員会は委員長が招集する。

4 委員会は構成委員の半数以上の出席により成立する。

5 委員会の議事は、出席者の過半数の賛成により決定し、同数の場合は議長がこれを決定する。

第11条 委員会は必要に応じ、会員の出席を求め意見を聞くことができる。

第 4 章 選挙管理

第12条 選挙管理委員会は、次に掲げる選挙事務を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙人名簿の確認
- (3) 立候補および推薦候補の受付と告示
- (4) 選挙公報の作成および発行
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 当選の確認および公示
- (8) 選挙運動の統制

(9) その他選挙に関する必要事項

第13条 選挙告示は投票日の 60 日以前とし、役員候補者名簿は投票日 15 日以前に会員に公示しなければならない。

第14条 選挙管理委員会は、選挙告示前に選挙人名簿を確認し、必要に応じてこれを公開しなければならない。

第15条 委員は選挙運動を行ってはならない。

第16条 委員は役員に立候補、または推薦候補となることはできない。

第 5 章 立候補と推薦

第17条 役員は立候補および推薦候補とする。

第18条 役員に立候補しようとする者は、その役職名を指定して、選挙日より 1 ヶ月前までに選挙管理委員会に届け出なければならない。

第19条 役員候補を推薦しようとする者は、候補者の承諾を得て選挙日より 1 ヶ月前までに、選挙管理委員会に届け出なければならない。

第20条 候補者が定数に充たない場合は、役員推薦委員会で推薦し調整することができる。

第21条 役員推薦委員会は選挙公示日までに、選挙管理委員会に候補者名簿を提出しなければならない。

第22条 立候補を辞退するときは、推薦者の承諾を得て辞退届を立候補締め切り前に選挙管理委員会に届けなければならない。

2 推薦候補者が辞退するときは、推薦者の承諾を得て辞退届を立候補締め切り前に選挙管理委員会に届けなければならない。

第23条 役員推薦委員会は、役員候補者の推薦に当たっては当該者の承認を得なければならない。

第24条 監事選任は、役員推薦委員会が行い理事会に報告し、総会において会員の承認を得るものとする。ただし、隔年に任期を終了するよう配慮する。

第 6 章 選挙と投票

第25条 選挙は、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 理事は連記無記名投票により、選出する。

(2) 開票結果報告は総会の席上で行う。

第26条 選挙人は被選挙人名簿（投票用紙）の中から選挙しようとするものを選挙要項に基づき、無記名で投票する。

2 投票は選挙人自ら投票箱に入れる。

3 通信投票の場合は、規定用紙に記入の上、封筒に入れ（封筒には選挙人の住所、氏名を銘記する）、開票当日までに選挙管理委員会宛送付する。選挙管理委員会は当日まで保管し、当日開票前に立会人の前で封を開き、内容を見ずに投票箱に入れる。投票者が有権者数の過半数を超えないと開票することはできない。

第27条 開票は、役員以外の正会員 2 名の立ち会いを必要とする。

第28条 当選者は、有効投票の最多数を得票した者より、上位順にこれを決定する。

第29条 当選を決定する候補者の得票数が同数のときは、抽選により当選者を決定する。

第30条 候補者が定数のときは、信任されたものとする。

第31条 選挙管理委員会は開票の結果、当選者氏名を公開しなければならない。

第 7 章 補則および附則

第32条 この規約遂行に関する必要事項は、委員会においてこれを決定する。ただし、その事項に関し

ては、理事会の承認を得なければならない。

第33条 この規約の改廃は、総会の議決によらなければならない。

附 則

1. この規約は、公益社団法人滋賀県臨床検査技師会の設立の登記の日から施行する。
2. この規約は平成 29 年 6 月 9 日 総会承認後一部改定した。